令和７年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託公募要領

１　趣旨

本県において、稼げる観光地域づくりを実現するためには、世界的に知名度の高い、グローバルな顧客を抱える高級宿泊施設の立地により、これまで本県に訪れていなかったインバウンドの新たな客層を呼び込み、多くの旅行消費を促すことが必要となっている。

このため、国内外の宿泊施設開発事業者等に対して、投資判断に必要な情報を提供し、高級宿泊施設の誘致活動を行う。

事業実施にあたっては、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で契約予定者を選定する。

２　業務概要

（１）業　　務　　名　令和７年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託
（２）契　　約　　者　静岡県知事
（３）採 用 方 式　公募での企画提案方式
（４）業 務 内 容　「３　募集業務の内容」のとおり
（５）委 託 期 間　契約日から令和８年３月 24 日（火）
（６）契 約 限 度 額　6,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
（７）採用予定件数　１件

３　募集業務の内容

別紙「令和７年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託仕様書」のとおり

４　応募資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人を対象とする。

なお、共同事業体（複数の法人からなる組織）による参加も可能とする。ただし、当該共同事業体の各構成員が下記条件を全て満たしたうえで、代表となる法人を定めること。

（１）委託契約の締結に当たり、静岡県から提示する委託契約書に合意できること。
（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（３）参加申込書の提出期限の日から契約日までの期間において、国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けていない者であること。
（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
（５）会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
（６）破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
（７）銀行取引停止処分を受けていない者であること。
（８）最近１年間に国税又は地方税を滞納している者でないこと。
（９）次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」

という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ　個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ　法人の役員等(法人の役員又は法人の支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等の提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

５　応募手続き

（１）スケジュール

日　程	内　容
令和７年５月 30 日（金）	県ホームページにおいて公募
令和７年６月 13 日（金）	質問書、参加申込書　提出期限
令和７年６月 18 日（水）	質問回答
令和７年６月 20 日（金）	企画提案書提出期限
令和７年６月 25 日（水）	審査会（ヒアリング審査）
令和７年６月 30 日（月）	選定結果の通知

（２）様式等の入手

「静岡県公式ＨＰ『入札・業務委託・プロポーザル等（スポーツ・文化観光部)』」からダウンロードすること。

(URL:https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html)

（３）質問の受付及び回答

質問は、質問書（様式第４号）により行うこと。

ア　受付期間

公募開始日から令和７年６月 13 日（金）午後５時まで

イ　提 出 先

「９　提出先、問合せ先」を参照

ウ　提出方法

電子メールとする。なお、電子メールの件名は「令和７年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

エ　回答

令和７年６月 18 日（水）までに、静岡県スポーツ・文化観光部観光政策課ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（４）参加申込

企画提案に応募しようとする者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容等	様式	部数
1	参加申込書		様式1号	１部
2	会社概要等	定款及び組織、沿革、事業等会社の概要が分かるもの	任意	１部
3	法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	発行から３ヶ月以内のもの。写し可	－	１部
4	直近１年間の納税証明書	本社所在地の法人都道府県税（法人都道府県民税、法人事業税）。写し可	－	１部

ア　提出期限

令和７年６月 13 日（金）午後５時（必着）

イ　提出先

「９　提出先、問合せ先」を参照

ウ　提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留とすること。

（５）企画提案書の提出

企画提案に応募する者は、以下の書類を提出すること。

	提出物	内容等	様式	部数
1	企画提案書かがみ		様式2号	１部
2	企画提案書	評価基準を踏まえ、具体的な提案内容を記載すること	任意	６部
3	見積書	・仕様書に基づいた事業の実施に直接必要となる経費とすること ・積算内容を具体的に記載すること	任意	６部

ア　提出期限

令和７年６月 20 日（金）午後５時（必着）

イ　提 出 先

「９　提出先、問合せ先」を参照

ウ　提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送の場合は書留とすること。

（６）応募に係る留意事項

ア　応募件数

１者が応募する件数の上限は１件までとする。

イ　失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

・　提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
・　提出書類に虚偽の内容を記載した場合
・　審査の公平性に影響を与える行為があった場合
・　公募要領等に違反すると認められる場合
・　その他担当者があらかじめ指示した事項に違反したとき

ウ　著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

エ　返却等

提出書類は理由の如何を問わず返却しない。また、差し替え及び再提出は認めない。

オ　費用負担

企画提案書の作成、提出、審査会への出席など企画提案に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

カ　有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、企画提案の内容について、関係機関に照会する場合がある。

キ　応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（様式第３号）を提出すること。

ク　応募書類の取り扱い

提出された企画提案書等は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

ケ　その他

提案者は、企画提案書の提出をもって公募要領等の記載内容に同意したものとする。

６　審査に係る事項

（１）審査会での審査方法

審査は、県が別に定める委員により組織された審査会が行う。

契約候補者の選定にあたっては、表に掲げる評価項目に基づき、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案書の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、契約候補者を選定する。なお、評価の総得点が６割に達しない場合は、選定対象としないこととする。

（２）ヒアリング審査対象者の選定（書面審査）

企画提案書を提出した者が５者を超えた場合は、事務局による書面審査を行う。ヒアリング審査対象者に選定された者に対しては選定通知書を、ヒアリング審査対象者に選定されなかった者に対しては非選定通知書を審査後速やかにメールにて通知する。

（３）審査会（ヒアリング審査）

ア　実施日

令和７年６月 25 日（水）

※開始時刻は、別途電子メールにより各提案者に対して通知する。

イ　実施場所

静岡県庁（静岡市葵区追手町９－６）又は県庁周辺会議室

ウ　所要時間

各提案者 30 分程度を予定（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分）。

エ　出席者

原則、業務責任者を含む計３名以内とする。

オ　選定結果の通知

選定結果は、選定通知書（様式５号）又は非選定通知書（様式６号）にて、全ての企画提案者に令和７年６月 30 日（月）までに通知する。

（表）

番号	評価項目	評価基準	配分点
1	業務理解度	本業務の目的、趣旨を十分理解した提案となっているか。	10
2	業務実績	高級宿泊施設の誘致について、類似の業務実績、過去の成功事例等があり、本業務において成果を期待できるか。	10
3	実施体制・スケジュール	業務内容を実現するための適正な実施体制、スケジュールが、具体的に示されているか。	10
		担当部署、担当者は、誘致業務に関する十分な知識、専門性、ネットワークを有しているか。	10
		急な面談、協議にも、臨機応変に対応できる体制が組まれているか。	10
4	業務内容	開発事業者等の関心を効果的に引き出すための、必要なデータや情報の種類、及び収集・分析方法等について、明確に示されているか。	10
		高級宿泊施設を立地する可能性がある事業者の効果的な抽出方法、アプローチ方法が、具体的に示されているか。	10
		誘致活動にあたっては、提案事業者の専門的な知識や経験、ノウハウ等を活かした着眼点が見られ、具体的な実施方法、内容等が示されているか。	10
		業務目的を達成するために必要な取組の整理が行われ、具体的な業績評価指標（ＫＰＩ）が設定されているか。	10
5	経費見積りの妥当性	事業内容に見合った経費見積りとなっているか。	10
合計			100

７　契約の締結

（１）契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

（２）契約保証金

契約保証金は免除する。

（３）労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

（URL：https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html）

８　その他

（１）著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定した者に無償譲渡するものとする。

（２）秘密保持等

・静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ基本方針に十分留意すること。
・万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
・秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

（３）選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、説明を求めることができる。

ア　受付期間

令和７年６月30日（月）～令和７年７月４日（金）午後５時

イ　質疑方法

口頭又は電子メールにて受け付ける。電子メールの件名は「令和７年度静岡県高級宿泊施設誘致推進業務委託に係る選定結果について」とすること。

９　提出先、問合せ先

静岡県スポーツ・文化観光部 観光政策課

住所：〒420-8601　静岡市葵区追手町９番６号（静岡県庁東館11階）

電話：054－221－3617

E-mail：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp